

Deloitte.

デロイト トーマツ



各国・地域の税制概要とホットトピックス タイ

令和3年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ 税理士法人

2022年1月



目次

タイの税制概要

法人税コンプライアンス	3
課税所得計算	4
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	7
進出・撤退時の留意すべき課税関係	8
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	10
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	11
法人課税にかかる各種優遇税制措置	13
PE課税-PE類型	17
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	18

ホットトピックス	20
----------	----

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置	22
----------------------------	----

タイの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	26
-----------	----

LF/MFの概要	27
----------	----

国別報告書の概要	28
----------	----

最近の移転価格調査におけるトピックス	29
--------------------	----

移転価格税制の動向 （新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）	30
--	----

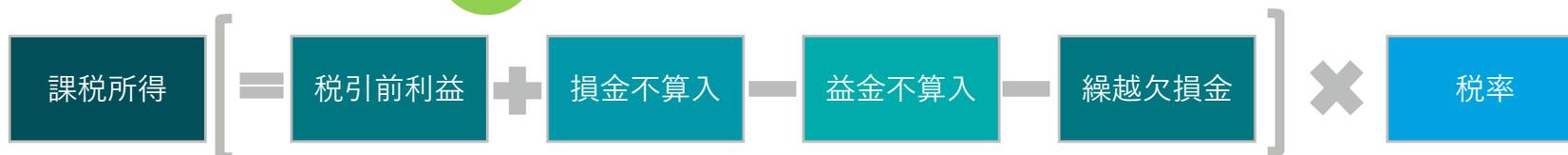
タイの税制概要

課税所得計算 (1/3)

損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。

1 会社の事業目的を達成するためだけに生じた費用（例えば、固定資産の減価償却費、支払利子など）は原則として損金算入可能



損金算入項目

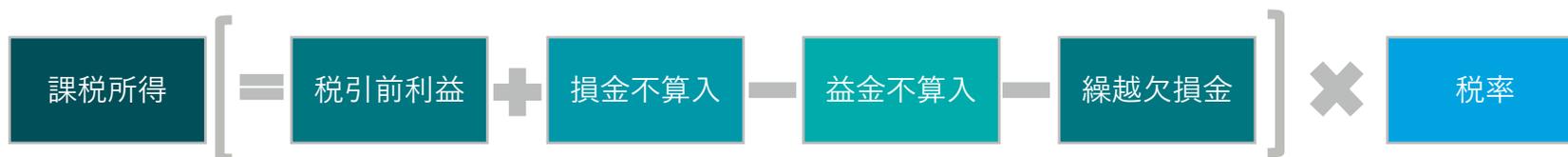
- **損金不算入** として、留意すべき項目の代表例

交際費	一人当たりTHB2千以下の交際費は、THB1千万を限度として、総収益または払込資本金のいずれか大きい金額の0.3%まで損金算入できる。
租税	法人所得税と付加価値税を除いたすべての税金（附帯税等は含まず）は損金算入できる。
引当金・準備金	引当金や準備金は損金に算入することができない。ただし、貸倒損失は一定の要件を満たすことで損金算入可能。
寄附金	純利益の2%を限度して、歳入局長や省令などにより指定された支出先（慈善団体など）への寄附金は損金算入される。

減価償却費等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則として、取得価額の一定割合が損金算入限度となり、会計上で採用された償却率での減価償却額が、歳入法典で定められた限度償却率による償却額を下回る場合、会計上の減価償却額が損金算入される。 ■ 一般に認められている減価償却方法（定額法、定率法、級数法）はいずれも採用できるが、定額法以外の方法を適用する場合には耐用年数が一定の要件を満たす範囲において損金算入される。 ■ いったん採用した償却方法・償却率は、歳入局の変更の承認を得ない限り、継続して適用しなければならない。 	
	長期使用の建物	■ 5%
	仮設建物	■ 100%
	機械装置	■ 一般に20%
	車両	■ 一般に20% (*1)

(*1) セダン型車種や10席以下のバスは累計の償却限度額がTHB1百万となる。

課税所得計算 (2/3)

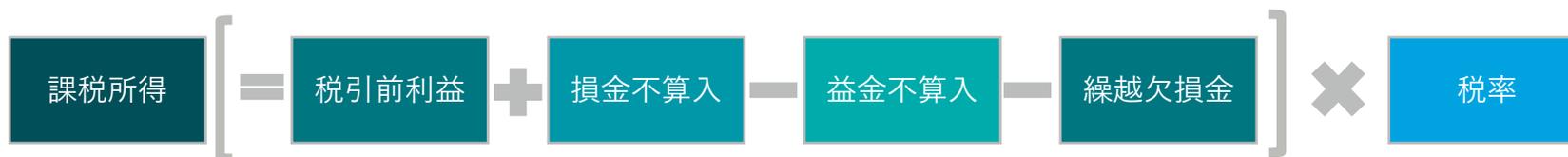


益金算入項目

- 益金不算入 として、留意すべき項目の代表例

受取配当	<ul style="list-style-type: none">■ タイの証券市場に上場している内国法人が他の内国法人から受領する配当は、全額が益金不算入となる。■ タイの非上場の内国法人が他の内国法人から配当を受領する場合、以下の要件を満たす場合には全額が益金不算入となる一方、要件を満たさない場合には50%が益金不算入となる。<ul style="list-style-type: none">➢ 配当受領前3か月以上、かつ、配当受領後3か月以上の期間に渡り、配当受領会社が配当を行う会社の議決権の25%以上を所有している➢ 株式の持ち合いをしていない■ 外国法人からの配当は原則として課税されるが、外国税額控除が適用可能である。一定の要件を満たす配当は全額益金不算入となるが、この場合、外国税額控除は適用されない。
キャピタルゲイン・ロス	<ul style="list-style-type: none">■ キャピタルゲインは通常の所得を構成し、通常の法人税率で課税される。■ キャピタルロスの場合も同様で、通常の損失として損金算入される。■ なお、不動産を売却した法人には以下のような課税も生じる。<ul style="list-style-type: none">➢ 譲渡対価と当局による不動産評価額のいずれか高い金額に対する1%の源泉税➢ 事業として不動産を売却する場合は3.3%の特別事業税

課税所得計算 (3/3)



- 繰越欠損金 について

欠損金等

5年間の繰越が認められている。
なお、欠損金の繰戻しは認められていない。

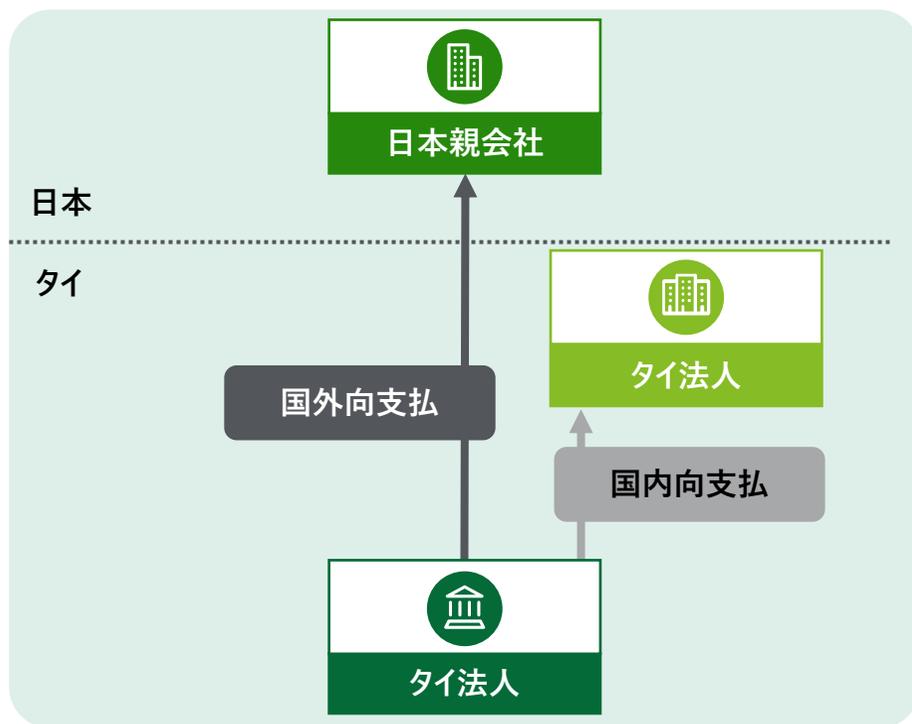
- 税率 について

税率

- 原則20%だが、特定のプロジェクトや中小企業には軽減税率が適用できる。
- 中小企業（各事業年度を通して払込資本金がTHB 5百万以下、年間の収入金額がTHB 3千万以下の会社）の法人所得税率は以下のとおりである。

課税所得 (THB)	区分ごとの法人所得税率
1 ~ 300,000	0%
300,001 ~ 3,000,000	15%
3,000,001 ~	20%

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



(*1) 1%源泉税率は、銀行や金融会社以外のタイ居住者の法人へ支払われる利息に適用される（債券や社債に係る利息を除く）。また、収益事業を行う社団や財団へ支払われる利息は10%源泉税率が適用される。

受領者 所得	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法	租税条約	
利子	0/1/10% (*1)	15%	0/10/25% (*4)
配当	0/10% (*2)	10%	15/20% (*5)
使用料	3% (*3)	15%	15%

(*2) 0%源泉税率は、タイの証券取引所の上場会社が配当を受領する場合、配当受領会社が配当を行う会社の議決権の25%以上を所有しており、かつ、株式の持ち合いをしていない場合に適用される。

(*3) 著作権、その他の権利の対価の支払いに関して、電子納税システムを通じて銀行から支払いがされた場合には、2020年10月1日から2022年12月31日までの期間は源泉税が2%に軽減される。

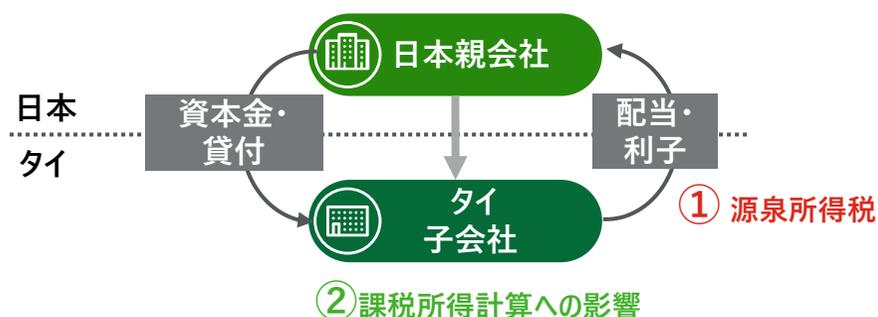
(*4) 政府の所有する金融機関等に支払う利息は0%源泉税率が適用される。また、銀行や金融機関（保険会社を含む）に支払う利息は源泉税率10%が適用される。

(*5) 配当に係る事業年度終了の日に先立つ6か月の期間を通じ、配当を行う会社の議決権の25%以上を保有している場合には、租税条約による以下の上限税率が適用となる。

- ▶ 産業的事業に従事する法人により支払われる配当：15%
- ▶ その他の場合：20%

進出・撤退時の留意すべき課税関係（1/2）

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税 日本親会社

日泰租税条約上、タイ法人から日本法人への所得の支払いに関し、**配当は10%の源泉税**が課される（日泰租税条約の制限税率よりタイ国内法の税率が低いため、後者が適用）。その一方で、**支払利子について通常は15%の源泉税所得**が課される。

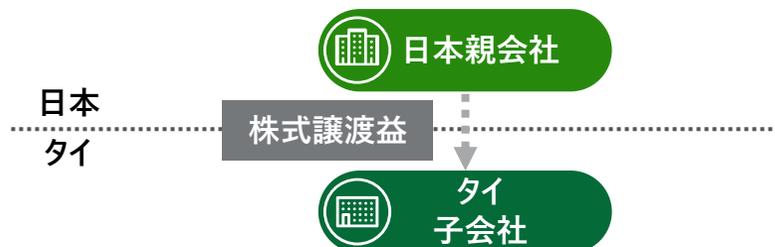
② 課税所得計算への影響 タイ子会社

株主に対して支払われる配当は、損金の額に算入することができない。一方、日本の親会社に対する**支払利子は、損金の額に算入することが出来る。**

また現状、タイにおいては、**過大支払利子税制が規定されていない**ことから、資本注入と借入による資金調達のバランスや利率の設定についてもやや柔軟に設定することができる。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



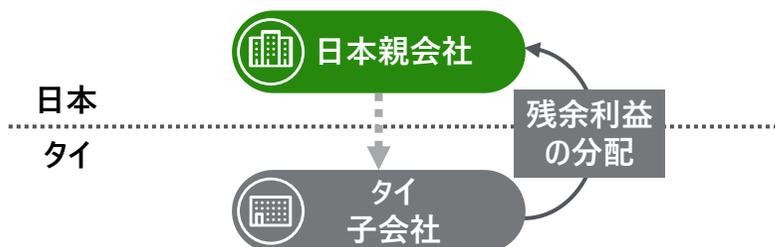
■ タイにおけるキャピタルゲイン課税

🏢 日本親会社

タイで事業活動を行っていない外国法人がタイ法人株式の譲渡によって得るキャピタルゲインについては、その対価がタイ法人へ支払われた場合には、譲渡益に対して**15%の源泉税**が課される（日泰租税条約により、タイには課税権あり）。

ただし、譲渡先が外国法人であり、譲渡対価の支払・受領がタイを通さずに行われる場合には、タイでの課税は生じない。

清算時の残余利益に対する課税



■ タイにおける配当課税の有無

🏢 日本親会社

清算法人の株主においては、**残余財産のうち投資原価**（清算法人株式の取得価額）を超える部分は**15%の源泉税**が課される（日泰租税条約により、タイには課税権あり）。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

支店はタイ国内源泉所得に課税される一方で、子会社は全世界所得に課税される。また、支店の利益を外国の本店に送金する場合、10%の源泉税が課されることに留意が必要である。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	全世界所得課税	タイ国内源泉所得
法人所得税 適用税率	原則20%	原則20%
申告手続き	事業年度終了の日から150日以内 (電子申告の場合には、158日以内)	事業年度終了の日から150日以内 (電子申告の場合には、158日以内)
利益の還流	10%の源泉税	タイ支店の利益を外国の本店に送金する場合、 10%の税率で課税

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税（1/2）

付加価値税について、標準税率は10%であるが現在は7%に軽減されている。課税期間は毎月となっており、翌月の15日までに申告・納付が必要である。

付加価値税 (VAT)	課税対象取引	国内において行われる資産の譲渡及び役務の提供、輸入
	税率	標準税率は10%であるが、現在は7%に軽減されている。 免税（0%課税）が一定の取引（物品の輸出取引、航空機や船舶による国際運輸サービスなど）に適用される。
	課税期間	毎月
	申告期限及び納付期限	毎月の申告・納付義務が課されており、期限は翌月の15日である（電子申告も可能）。 非居住者への一定の所得の支払に当たり（例：タイで使用されたサービスやロイヤリティの支払い）、売上に係る付加価値税の自己申告が必要な場合は、支払日の翌月7日までに付加価値税の送金申告書の提出及び納税を行う必要がある。
	登録	課税取引を行う個人や団体は、事業開始前または収入が年間THB 1.8百万に達した日から30日以内に、VAT登録を行う必要がある。
	インボイス制度	VAT登録業者は、取引の際には、販売商品や提供サービスの価格、支払うべきVATの額などを記載したインボイスを発行する必要がある。

土地家屋税	<ul style="list-style-type: none">■ 土地、建物またはコンドミニアムユニットの毎年1月1日時点における所有者に対し課税される。■ 当該資産の評価額を課税標準として、0.01%～3%の税率で課税される。■ 適用税率は、利用目的（農業用、居住用、その他）等に応じて異なる。
特定事業税	<ul style="list-style-type: none">■ 特定の事業は、付加価値税の代わりに特定事業税が課され、銀行や銀行類似業務、保険業、不動産業などが対象となる。■ 税額は総収入に税率を乗じて算定され、適用税率は事業ごとに異なる（一般的には0.011%～3.3%の税率で課税される）。
従業員の雇用にかかるコスト等	<ul style="list-style-type: none">■ 社会保障基金は、健康保険・年金・雇用保険をカバーしている。■ 雇用主の拠出金負担割合は、被雇用者の月額賃金の5%（上限THB 750）となっている。■ タイで雇用される外国人に関しても、社会保障基金への拠出が要求される。

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税（2/2）

印紙税	<ul style="list-style-type: none">■ 歳入法典に規定されている特定の事業取引を含む文書に課せられ、取引と文書の種類によって税率は異なる。■ 現金精算の場合はタイで契約が締結されてから15日以内に納付、印紙貼付の場合は即時納付する必要がある。タイ国外で締結された課税文書がタイに持ち込まれた場合には、印紙税を30日以内に納付する必要がある。■ 税率は課税文書ごとに異なり、例えば株式譲渡契約書の場合には、譲渡価額と株式に係る払込金額のいずれか高い金額の0.1%が課される。
国境をまたぐデジタルサービスへの課税	<ul style="list-style-type: none">■ 非居住者であるデジタル・電子サービス提供者に対し、2021年9月1日から7%の付加価値税が課される。■ 付加価値税の支払義務は、付加価値税の登録されていない消費者にタイ国内においてサービスを提供する非居住者である電子サービスプロバイダー及びプラットフォームに適用される。

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (1/4)

項目	対象		主な優遇措置内容	
	分類	対象業種/事業	法人税の免除	その他の優遇措置
基礎恩典 (Activity-based Incentive)	A1	国の競争力を向上させるデザインや研究開発に主眼を置いたナレッジベースの産業	8年間 (免税額の上限なし)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一定の配当金の免税措置 ■ 機械の輸入税の免除/軽減 (B2に適用無し) ■ 輸出用製品に使用する原材料の輸入税の免除 ■ 研究開発目的で使用する原材料の輸入税の免除 (B1とB2に適用無し) ■ 主な税務外の恩典 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 投資機会の調査のための外国人入国許可 ➢ 被奨励プロジェクトでの外国人技術者・専門家の入国・就労許可 ➢ 土地の所有許可 ➢ タイ国外への外貨送金の許可
	A2	国の発展に寄与するインフラ事業、国内投資が少ない分野での付加価値創出に高度技術を使用する事業	8年間 (免税額は投資額を限度)	
	A3	すでにタイ国内に産業拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業	5年間 (免税額は投資額を限度)	
	A4	A1～A3の高度技術は使用しないが、国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業	3年間 (免税額は投資額を限度)	
	B1	高度技術は使用しないが、バリューチェーンに重要な裾野産業	なし	
	B2		なし	
基礎恩典 (Technology-based Incentives)	8類	以下の重点技術開発事業 1. バイオテクノロジー開発 2. ナノテクノロジー開発 3. 先端素材開発 4. デジタルテクノロジー開発	10年間 (免税額の上限なし)	

法人課税にかかる各種優遇税制措置（2/4）

項目	競争力の向上 (研究開発や技術支援等の投資を行った場合)		
	追加恩典 (Merit-based Incentive)	1. 法人税の免税上限額の追加 以下の活動を行う場合、当該活動に係る投資・発生額に応じて法人税の免税上限額が追加される。 ただし基礎恩典の対象業種分類がB2の場合には追加恩典を受けることができない。	
活動の種類		法人税の免税上限の追加額 (投資・支出額に下記割合を乗じた金額)	
		大企業	中小企業
① 技術・イノベーションの研究開発（自社研究開発、タイ国内の外注による研究開発、またはタイ国外の機関との共同研究開発）		300%	300%
② BOI委員会が認可する、技術・人材開発基金、教育機関、専門訓練センター、国内にある研究開発機関および科学技術分野の政府機関への寄付		100%	100%
③ 科学技術を学ぶ学生の技能、技術及びイノベーションを育成するための研修の整備（具体的には、BOIにより承認されたワーク・インテグレートッド・ラーニング（WIL）プログラム、二国間職業教育プログラム又は共同教育プログラム）		200%	200%
④ 国内で開発された技術の知的所有権の購入とライセンス料		200%	200%
⑤ 高度な技術訓練		200%	200%
⑥ タイ国籍者が登録資本金の51%以上の株式を保有している国内の原材料・部品メーカー（Local Supplier）に対する技術訓練および技術支援		200%	-
⑦ 製品およびパッケージデザイン：自社または国内における委員会に認可された他社への業務委託	200%	200%	

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (3/4)

項目	競争力の向上 (研究開発や技術支援等の投資を行った場合)				
追加恩典 (Merit-based Incentive)	2. 法人税の免除期間の追加				
	前頁に記載された活動に係る投資・支出につき、最初の3年間における収入額に対する投資・支出額の割合、投資・支出の支出額（絶対額）に応じて、以下のとおり法人税の免除期間も追加される。				
	① ②が適用される業種/事業を除き、下記テーブルで追加恩典が与えられる。				
	なお、基礎恩典の対象業種分類がB2の場合には追加恩典を受けることができない。				
	支出割合と支出額のいずれか低い指標が該当する区分が適用			追加の法人税免除期間 (*1)	
	大企業		中小企業		
	支出割合	支出額	支出割合		
	1%以上	THB2億以上	0.5%以上	1年	
	2%以上	THB4億以上	1%以上	2年	
	3%以上	THB6億以上	1.5%以上	3年	
(*1) 合計の法人税免除期間が8年（基礎恩典の対象業種分類A1とA2は13年）を超えることはできない。					
② 技術・イノベーションの研究開発のみを行っている場合には、下記テーブルで追加恩典が適用となる。					
支出割合と支出額のいずれか低い指標が該当する区分が適用			追加の法人税免除期間 (*2)		
大企業		中小企業			
支出割合	支出額	支出割合			
1%以上	THB2億以上	0.5%以上	1年		
2%以上	THB4億以上	1%以上	2年		
3%以上	THB6億以上	1.5%以上	3年		
4%以上	THB8億以上	2%以上	4年		
5%以上	THB10億以上	2.5%以上	5年		
(*1) 合計の法人税免除期間が13年を超えることはできない。					

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (4/4)

項目	分類	地方の分散投資 (1人当たり所得が低い20県に立地する場合)		工業用地の開発 (工業団地または奨励工業区に立地する場合)
追加恩典 (Merit-based Incentive)	8類	法人税免除期間を3年間追加	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運送費および水道光熱費の10年間の200%所得控除 ■ インフラ投資額の25%の追加所得控除 	法人税の免除期間を1年追加
	A1	5年間の法人税の50%減免を追加		追加恩典なし
	A2	5年間の法人税の50%減免を追加		追加恩典なし
	A3	法人税免除期間を3年間追加		法人税の免除期間を1年追加
	A4	法人税免除期間を3年間追加		法人税の免除期間を1年追加
	B1	法人税免除期間を3年間追加		追加恩典なし
	B2	追加恩典なし		追加恩典なし

PE課税—PE類型

PEの種類

支店PE

恒久的施設とは「事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所」と定義されており、特に、次のものを含む。

- ① 事業の管理の場所
- ② 支店
- ③ 事務所
- ④ 工場
- ⑤ 作業場
- ⑥ 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- ⑦ 農場又は栽培場
- ⑧ 保管のための施設を他の者に提供する者に係る倉庫

建設PE

3か月を超える期間存続する建設工事現場もしくは建設もしくは据付工事又はこれらに関連する監督活動

代理人PE

次のいずれかの活動を企業に代わって行う者（独立の地位を有する代理人を除く）。

- ① 当該企業に代わって契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。
- ② ①の権限は有しないが、当該企業に属する物品又は商品の在庫を反復して保有し、かつ、当該在庫により当該企業に代わって定期的に注文に応じ又は引き渡すこと。
- ③ ①の権限は有しないが、専ら又は主として、当該企業のために、又は当該企業及び当該企業が支配し若しくは当該企業に支配的利益を有している他の企業のために反復して注文を取得すること。

サービスPE

使用人その他の職員を通じて役務の提供（コンサルタントの役務の提供を含む。）を行う場合で、このような活動が単一の工事又は複数の関連工事について12か月の間に合計6か月を超える期間行われるもの。

タイのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

MLI条約の署名：

日本：2019年1月1日に発効

タイ：未署名

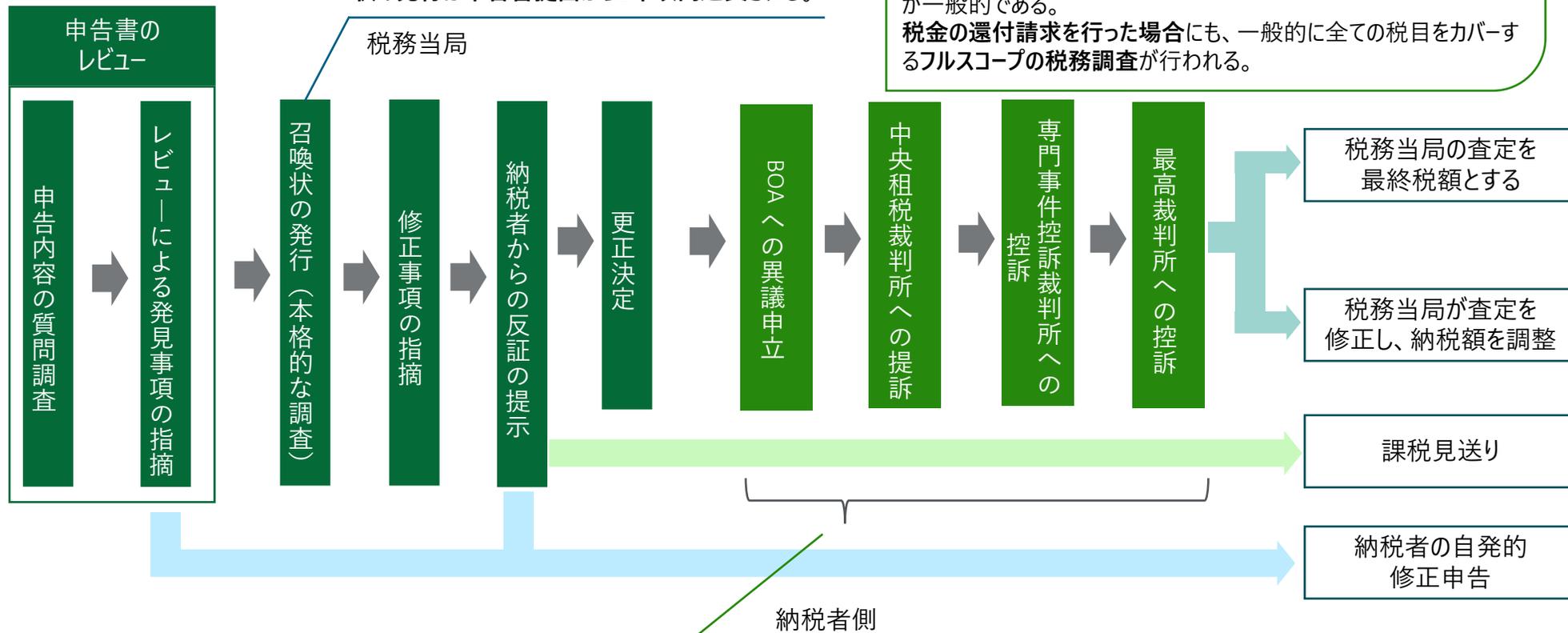
PEに関連するMLI条約の規定の適用：

タイがMLI未署名（従って現行有効な租税条約のみ参照すればよい。）

税務調査及び異議申立て・税務訴訟 (1/2)

紛争解決手続き及びプロセス

税務当局が本格的に調査を実施する必要があると判断すると召喚状が発行され、本格的な調査に移行する。だが、租税回避の疑いがある場合には5年以内に召喚状の発行は申告書提出から2年以内延長される。



■ 税務調査

歳入局は、コンピュータ化されたツールであるリスクベース監査システムを使用し、納税者の申告書、財務情報、その他の情報源からのデータをもとに納税者の潜在的リスクを分析して調査対象を選定している。

召喚状が発行され本格的な税務調査が行われると、法人税だけでなく全ての税目をカバーするフルスコープの税務調査が実施されるのが一般的である。

税金の還付請求を行った場合にも、一般的に全ての税目をカバーするフルスコープの税務調査が行われる。

- 税務当局の名称：タイ歳入局 (Revenue Department)
[Home | The Revenue Department \(English Site\) \(rd.go.th\)](https://www.rd.go.th/)

Board of Appealへの異議申立て：更正決定から30日以内
中央租税裁判所への提訴：通知受領から30日以内
専門事件控訴裁判所への控訴：判決から1か月以内
最高裁判所への提訴：判決から1か月以内

税務調査及び異議申立て・税務訴訟（2/2）

異議申立て 税務訴訟

- 1. BOAへの異議申立て**
税務当局の更正内容に納得できない場合にはBoard of Appeals（異議申立先の名称）に対して**更正決定から30日以内に異議申立て**が認められている。
- 2. 中央租税裁判所への提訴**
納税者がBOAの決定に同意しない場合、または不服申立てがBOAによって却下された場合、BOAの**決定通知を受領してから30日以内に中央租税裁判所に対して提訴**が認められている。
- 3. 専門事件控訴裁判所への控訴**
納税者が中央租税裁判所の判決に不服な場合、納税者が**判決から1か月以内に上訴**することで、専門事件控訴裁判所に案件が移管される。
- 4. 最高裁判所への控訴**
原則として控訴裁判所の判決は最終判決とみなされるが、**判決公告日から1月以内に中央租税裁判所を經由して最高裁判所に控訴の請願**をすることができる。

ホットトピックス (1/2)

税務調査において、当局から提出を求められる主な文書として差異調整ワークシートが挙げられ、例えば、法人税申告書と付加価値税申告書、法人税申告書と給与源泉徴収票との間の数値の差異についての説明を行うにあたり必要となる。

01

税務調査①

論点

■ 未収収益・未払費用の認識時期

未収収益の認識時期の遅れ（若しくは過少認識）による課税所得の過少申告、未払費用の認識時期が早すぎる（若しくは過大認識）による課税所得の過少申告が税務調査で論点となることがある。

P/L計上されている収益・費用項目のうち重要性のあるものについて契約書や請求書等との突合が行われ、未払費用で請求書未受領のものが否認されるケースもある。

02

税務調査②

論点

■ 差異調整ワークシートの提出要求

差異調整ワークシートは税務調査時に当局から要求される主な文書の1つである。当該ワークシートは、例えば以下のような不一致となっている項目の説明資料として要求される。

- 法人税申告書と付加価値税申告書の間の収入金額の相違
- 法人税申告書と給与源泉徴収票の間の従業員関連費用の相違

不一致項目を説明できない場合には、納税者の税務コンプライアンス体制が税務当局から疑問視される可能性が高く、更正や場合によっては罰金・課徴金につながる可能性がある。

03

税務調査③

論点

■ 配当源泉税の免税（BOI投資奨励恩典）

投資委員会（BOI）による投資奨励恩典の対象事業から生じた利益を原資とする配当は源泉税が免除となるが、対象事業からの利益を原資とする配当と考えて源泉徴収していなかったところ、対象外事業からの利益を原資にしているとして源泉徴収を求められることがあり得る。

04

源泉税

論点

■ 留保利益に対するみなし配当課税

歳入法典には規定がないにもかかわらず、歳入局が内部留保利益（配当対象になっていない利益）に対して10%の源泉税課税をしようとするケースが見受けられる。

例えば、配当を支払わず、貸付金によりタイ国外に資金移動している場合には、配当金の支払いとみなされて精査の対象になる可能性がある。また、長期に渡り未精算となっている未収入金も同様である。

ホットトピックス (2/2)

国外の親会社等からタイ法人への出向者についてPE認定されることがあるため、出向契約に関する文書を慎重に作成するとともに、出向者と出向元企業との間に指揮命令関係が存在していないことを証明できるように準備しておくことが望ましい。

05

PE認定リスク

論点

■ 出向者に係るPE認定

歳入局は、PE認定に関し、タイ国内法及び関連する租税条約のPEの定義に基づいて検討を行う。しかし、出向手続が適切に行われていない場合、歳入局は出向者をPE認定（例えばサービスPE認定）する可能性がある。

実務上、PE認定に際して、歳入局は一般的に以下の点を考慮する。

- 出向者と出向元法人との関係性
- 出向者の業務に係るリスクと便益を出向元法人が負担しているか
- 出向元法人が出向者に対する指揮命令権限を有しているか
- 出向者の費用(例えば、給与及びその他の福利厚生)について出向元が負担しているか

出向者のPE認定に際して、歳入局は出向アレンジメントの実態を考慮するとともに、関連文書（例えば契約形態）の検討も一般的に実施する。

このため、出向の目的を達成しつつPEリスクを避けるためには、**出向契約に関する文書は慎重に作成する必要があります**。また、業務上の観点からは、タイへの出向期間中は**出向者と出向元企業との間に指揮命令関係が実質的に存在していないことを証明**できるように準備しておくことも重要である。

出向関係書類に記載された条件が実際に遵守されていること、出向アレンジメント（例えば、出向元企業、出向先企業、出向者の実際の意図や活動範囲）と出向関係書類に齟齬がないことも確認する必要があります。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置（1/3）

項目	ステータス	内容
法人所得税関連	施行済み	<ul style="list-style-type: none">■ 2020年1月1日から2022年12月31日の期間において、税制優遇措置を適用していない中小企業が一定の企業に支払ったソフトウェア関連支出に関して200%所得控除が適用できる（THB10万以内）。■ 2022年3月5日までに政府に対して行われた現金及び現金以外の寄付で承認を受けたものは損金算入される。ただし、損金算入額が課税所得の2%を超えないこと及び寄付が電子寄付システムを通じて行われることを条件とする。■ 2023年12月31日までに国立ワクチン研究所に対して行われた現金および現金以外の寄付で承認を受けたものは損金算入される。ただし、損金算入額が課税所得の2%を超えないこと及び寄付が電子寄付システムを通じて行われることを条件とする。
	施行予定	<ul style="list-style-type: none">■ 2021年9月14日の閣議決定日から2022年3月31日までの期間において、業務上必要な検査に従業員に受けさせるために保健省が定める安全性基準に適合するCOVID-19抗原検査キットを購入するための支出額の50%を追加的に所得控除できる（2021年9月14日に閣議決定され、正式な法律は間もなく公布予定）。
欠損金の特例	なし	なし

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置（2/3）

項目	ステータス	内容										
申告・納期限の延長	施行済み	<p>■ 期限延長は次の申告・納付および課税期間に適用される。</p> <table border="1" data-bbox="830 465 1960 905"> <thead> <tr> <th data-bbox="830 465 1682 525">対象申告書</th> <th data-bbox="1682 465 1960 525">延長後期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="830 525 1682 619">2021年8月3日～2021年9月22日までに期限が到来する法人税申告書（財務諸表含む）および移転価格開示フォーム</td> <td data-bbox="1682 525 1960 619">2021年9月23日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="830 619 1682 714">2021年8月3日～2021年9月22日に期限が到来する法人税中間申告書</td> <td data-bbox="1682 619 1960 714">2021年9月23日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="830 714 1682 808">2021年10月の期間に係る源泉税、付加価値税、特定事業税の申告書</td> <td data-bbox="1682 714 1960 808">2021年11月30日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="830 808 1682 905">2021年11月の期間に係る源泉税、付加価値税、特定事業税の申告書</td> <td data-bbox="1682 808 1960 905">2021年12月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>この延長は、不動産の商業・営利目的の販売に対する特定事業税の申告及び納付期限には適用されない。</p>	対象申告書	延長後期限	2021年8月3日～2021年9月22日までに期限が到来する法人税申告書（財務諸表含む）および移転価格開示フォーム	2021年9月23日	2021年8月3日～2021年9月22日に期限が到来する法人税中間申告書	2021年9月23日	2021年10月の期間に係る源泉税、付加価値税、特定事業税の申告書	2021年11月30日	2021年11月の期間に係る源泉税、付加価値税、特定事業税の申告書	2021年12月30日
		対象申告書	延長後期限									
		2021年8月3日～2021年9月22日までに期限が到来する法人税申告書（財務諸表含む）および移転価格開示フォーム	2021年9月23日									
		2021年8月3日～2021年9月22日に期限が到来する法人税中間申告書	2021年9月23日									
		2021年10月の期間に係る源泉税、付加価値税、特定事業税の申告書	2021年11月30日									
2021年11月の期間に係る源泉税、付加価値税、特定事業税の申告書	2021年12月30日											
給与源泉税等	施行済み	<p>■ 2021年9月から2021年11月までの期間において、社会保険料の拠出負担金が5%から2.5%に軽減される。</p>										

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置（3/3）

項目	ステータス	内容
VATなど	施行済み	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人または企業が付加価値税申告書又は特定事業税申告書を期限内に提出できない場合、または提出されたこれらの申告書に不備がある場合、2021年8月から2021年11月までの課税期間に係る申告書について、延長された提出期限から3か月以内に提出することを条件に、加算税（Penalty）の免除または軽減が認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 納付すべき税額と延滞税（Surcharge）が全額支払われている場合、加算税（Penalty）は免除される。 ➢ 納付すべき税額の25%以上について納付済みの場合、加算税（Penalty）の割合が2%に軽減される。 ■ また、歳入局は、以下のように罰則金を引き下げている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ THB2千以下の罰則金はTHB1とする ➢ THB5千以下の罰則金はTHB2とする ■ 付加価値税率の7%への引き下げが、2021年10月1日から2023年9月30日までの2年間は維持される。 ■ 輸入した物品を国立病院などに寄付する場合、2022年3月31日までの期間は輸入に係る付加価値税が免除される。
その他	施行済み	<ul style="list-style-type: none"> ■ e-WHTシステムを通じて銀行から国内の受取人に支払うサービス収入およびロイヤリティ収入に対する源泉税が、2020年10月1日から2022年12月31日までの間、一時的に2%へ引き下げられる（現行は3%又は5%）。 ■ 2021年の土地家屋税は課税額の90%が減税される。 ■ 通信トラフィックデータや記録が保全されることを条件に、電子的手段（電子通信機器の利用）のみにより株主総会・取締役を開催することが認められている。従前は、電子的手段で出席する者は、会議前の身元確認が要求されたうえで、会議中の議決権行使が認められていた。

タイの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期

2002年に税務調査官向けに移転価格ガイドライン（Paw113/25545）が公表された。**2019年1月から開始される会計年度から移転価格税制が適用されている。**

02

関連者の定義

50%以上の株式を直接または間接に保有する関係にある法人。株式保有割合が50%以下であっても実質的に支配される関係にある場合は関連者に該当する。（歳入法典第71条の2(2)）

03

移転価格調査の時効

法人税申告書の提出日から**5年遡って調査**することが可能。（歳入法典第71条の2(3)）

04

独立企業間価格の算定方法

（棚卸資産取引）

独立価格比準法／原価基準法／再販売価格基準法／取引単位営業利益法／利益分割法

（無形資産取引）

独立価格比準法／原価基準法／再販売価格基準法／取引単位営業利益法／利益分割法

（役務提供取引）

独立価格比準法／原価基準法／再販売価格基準法／取引単位営業利益法／利益分割法

（資金貸借取引）

独立価格比準法／原価基準法／再販売価格基準法／取引単位営業利益法／利益分割法

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

■ 日本との租税条約の有無：**あり** 実務上の適用可能性：**あり**（東南アジア諸国で最も豊富な経験を有している）

LF/MFの概要

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

- THB200百万の総収入を有する法人は、関連者及び関連者間取引の種類及び金額を記載した**移転価格開示フォーム**を、法人税申告書の申告期限（決算日から150日以内）までに**提出する必要がある**。（歳入法典第71条の3(1)）
- THB200百万の売上高を有する法人は、**税務当局からの署名による通知がある場合に、移転価格文書（LF）を提出する義務がある**。

②作成期限

- **特に法令の定めはないが**、法人税申告書を提出期限（決算日から原則150日以内）から2か月以内に作成することが望まれる

③提出期限

- 書面による通知に基づき、**原則、60日以内に提出**（正当な理由がある場合は120日以内に提出）。初回に限り、180日以内に提出。

④作成言語

- 税務当局へは**LFをタイ語で提出する必要がある**

⑤罰則

- 上述の提出期限までにLFが提出されない場合、または、誤った情報が記載されている等が発見された場合は、**最高THB20万の罰金**が科される

マスターファイル (MF) の概要

①作成義務対象者

- 2021年10月時点で**MFのガイダンスが公表されていない**（近日中に公表される予定）

②作成／提出期限

- 同上

国別報告書の概要

国別報告書 (CbCR) の概要

(セカンダリーファイリング*の場合のみ)

①作成義務対象者

- 前年の連結売上高がTHB280億以上の多国籍企業で、以下の条件に該当する場合はタイ法人がCbCRを提出しなければならない。
 - (1) 最終的な親会社はタイ国外に所在するが多国籍企業グループのタイ企業が最終的な親会社に代わってCbCRを提出する代理親法人 (SPE : Surrogate Parent Entity) として指名された場合
 - (2) 最終的な親会社が居住国で税法上CbCRを提出する必要がない場合、または、
 - (3) 最終的な親会社でもSPEでなくてもタイ国と情報交換規定がない国に最終的な親会社またはSPEが所在する場合 (タイ国と情報交換ができない場合を含む)

②提出期限／作成期限

- CbCRは、会計年度終了後150日後に提出される年次法人税申告書 (Form PND 50) とともに、英語で提出しなければならない (例 : 2021年12月31日に終了する会計年度の場合、CbCRは2022年5月30日までに提出する必要がある)。

③罰則

- CbCRを期日までに提出しなかった場合、一般的にはTHB2千の罰金が適用される。これに対し、CbCRを提出しなかった場合は、移転価格開示フォームや移転価格文書 (ローカルファイル) を提出しなかった場合と同様に、最高でTHB20万の罰金が科せられる。

④国別報告書に係る通知書 (Notification) の要否

- タイで事業を行っている企業は、CbCR申告に関連して採用した特定の立場、つまり、報告義務がない企業であっても、報告義務がある企業 (最終的な親会社またはSPE) 及び当該所在国等の情報をタイ国税局に通知する必要がある。2021年10月現在、タイ国税局への通知の書式やスケジュールなどの具体的な内容について詳細なガイダンスは公表されていない。

*究極の親会社の所在する国においてCbCRに係る法令が整備されていない場合、当該構成会社はその所轄税務当局を通じてCbCRを提出すること

最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の
傾向

論点

2016年関連取引開示フォーム（“RPT Form”）の導入、2018年移転価格文書化の法令化、以下の特徴を持つ法人は調査対象になりやすい

- 国内外の取引において、親会社、地域統括会社または兄弟会社との取引割合が多い法人
- 粗利益率ベースでマイナスな取引を有している法人
- 2年以上連続して営業損失の法人
- 国内外の関連者に対するロイヤルティまたはサービスフィーの支払いが多額な法人
- 特定の事業セグメントの利益率が他のセグメントに比較して低い法人
- 同種の取引を第三者向け取引と関連者向け取引で行っている場合、関連者向け取引の利益率が低い法人
- タイ国投資委員会（BOI）が与える法人税免税期間が終了後に、著しく営業利益率が減少した法人

02

対応方法についての
助言

論点

- タイ法人の予算の粗利益率が数%にも拘わらず同社が外貨決済により為替リスクを負担するような場合は負担するリスクと獲得するリターンが見合っていないため、移転価格設定方法を見直す必要がある
- 工場移転や天災等の移転価格以外の一過性の理由によるタイ法人の減収減益の場合は特殊要因による減収減益と説明することが可能なので、基礎的な社内資料が散逸しないうちに特殊要因分析を実施して調査に備えることが望ましい

移転価格税制の動向（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）

<p>税務当局における税務調査の状況の変化</p>	<p>COVID-19の税込不足のためか、2020年より前の2017-2019年の期間を対象とした税務調査が通常よりも盛んに行われている。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 2016年12月期～2018年12月期の営業利益率が低い日系企業に歳入局から調査対象会社にレターが届き、移転価格調査が行われている。■ 特定の業界に横並びで移転価格調査が入ることもある。■ 現状では、タイ税務当局との折衝を経て修正申告をする日系企業が多い。
<p>APA審査・協議対応の変化</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 事前確認ガイドラインに引き続き、2021年に相互協議ガイドラインもタイ税務当局から公表された■ 日タイ事前確認（APA）を行った法人は、そのほとんどが同APAを更新している■ 新規にAPAを申請する企業の中には、撤退することができないタイ市場に所在する低利益率なタイ法人の移転価格調査リスクを排除するために日タイAPAを行う日系企業グループが出てきている■ 相互協議ガイドラインに「租税条約の記載内容と異なる課税を受けたことを文書で証明できる場合に相互協議を申請できる」と記載されているので、日タイ相互協議における二重課税の排除が今後進展することが望まれる
<p>現地当局が容認するCOVID-19への対応措置（比較可能性の検討、特殊要因の検討、その他の取扱いの検討等）</p>	<p>現在、COVID-19の対象期間に相当する2020年12月期（2021年3月期）の調査は行われていないが、以下の準備をするのが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none">■ COVID-19に低利益率に陥った日系企業は、公的な商業統計を参照し自社の売上高減少または経費増加をサポートする準備が望まれる■ COVID-19で一定期間の稼働が急落した複数月に及ぶ場合は、当該期間を分析対象期間から除くなどの特殊要因分析の準備をすることが望ましい（工場の光熱水道費の推移等の稼働率を間接的にサポートする定量情報があるのが望ましい）

お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2021年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001